

有機転換推進事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくい圃場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。**

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む団る農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- ② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 2万円/10a以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114) 3

有機転換推進事業の条件

交付申請者（対象者）

以下の基準をすべて満たす農業者が対象です。

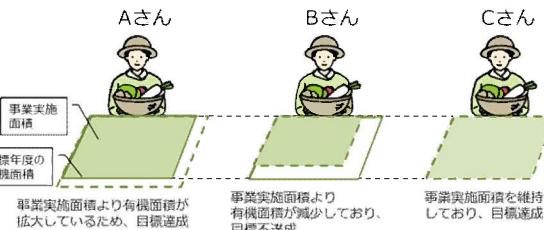
- ・新たに有機農業に取り組む農業者
(慣行からの転換者又は新規就農者)
- ・営農の一部又は全部において**国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること**
- ・販売を目的としていること
- ・本事業終了後も引き続き、**国際水準の有機農業を継続する意向があること**

※すでに有機農業を実践している農業者が、同一品目で面積を拡大した場合は**本事業の対象となりません。**

補助率 10aあたり**2万円以内** ※最小申請単位 10a

成果目標

事業実施年の翌々年（2年後）に、
事業対象地の有機面積は維持しつつ、事業実施前年に比べて、経営面積に占める有機農業の割合が拡大していること



事業対象となる栽培期間

本事業開始後（みどりの食料システム戦略推進緊急対策事業交付等要綱制定後）に、播種・定植等を行い、令和6年3月末までに収穫・販売が見込まれるもの。

※改植等を伴わない果樹等多年生作物において有機農業に転換する場合、使用禁止資材（化学合成肥料・農薬等）の使用を中止した時点が事業開始後であれば対象となります。

対象農地

- ・交付申請時に**既に有機農業の取組が行われている農地は含まない**（下記図のとおり）
- ・販売目的の作付けが行われている農地
- ・肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行っている農地

図 転換前（赤枠）と転換後（青枠）の農地の考え方

